

# 平成19年度

## 白神山地<sup>もり</sup>周辺の森林と人との共生活動に関する協議会

日時：平成19年9月6日（木）  
13：30～15：30  
場所：サンライフ弘前

### 次 第

- 1 開 会
- 2 東北森林管理局計画部長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 「白神山地<sup>もり</sup>周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領」（案）
- 5 座長選出
- 6 議 事
  - (1) 今後のスケジュール
  - (2) ふれあいセンターの活動
  - (3) 白神山地周辺地域の現状と課題
  - (4) その他
- 7 東北森林管理局指導普及課長閉会の挨拶
- 8 閉 会

## 協 議 会 資 料 目 次

	ページ
「資料一 1」 協議会委員等名簿 . . . . .	1
「資料一 2」 津軽白神森林環境保全ふれあいセンターのフィールド . . .	3
「資料一 3」 白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する 協議会発足に当たって . . .	4
「資料一 4」 白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する 協議会実施要領 . . .	5
「資料一 5」 今後のスケジュール . . . . .	6
「資料一 6」 ふれあいセンターの活動 . . . . .	7
「資料一 7」 白神山地周辺の自然再生活動等に係る現状と課題 . . . . .	17

## 協議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 業 等
あさぬませいご 浅沼晟吾	東北地域環境計画研究会 理事 (元森林総合研究所東北支所長)
いしおかれいじ 石岡玲爾	三陸森の会・弘南森の会 会長
きだたかさと 木田貴郷	青森県ユネスコ協会 理事 (津軽人文・自然科学研究会会長)
くろたきはるひこ 黒瀧晴彦 代理おおたかとおる 大高徹	森林組合連合会 (白神山地ビジターセンター館長) 森林組合連合会
ささもりふみき 笹森文城	白神倶楽部 会長
しもやまひさし 下山壽	日本山岳会 青森支部長
そうまみつはる 相馬光春	青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長
たむらさなえ 田村早苗	青森大学大学院環境科学研究科 准教授
なかはまかずお 中濱和夫	赤石川を守る会 会長
ながいかつと 永井雄人	白神山地を守る会 代表理事
にしざきさとし 西崎哲 代理しちのへひとし 七戸仁	深浦町長 深浦町副町長
はせがわかねみ 長谷川兼己	鱒ヶ沢町長
まきたはじめ 牧田肇	弘前大学名誉教授

## 事務局名簿

番号	氏名	職名等
1	石井晴雄	東北森林管理局計画部長
2	高倉利弘	〃 指導普及課長
3	藤島正忠	〃 企画官
4	小野英典	青森事務所 自然遺産保全調整官
5	本間家正	〃 連絡調整官
6	中野渡均	津軽森林管理署長
7	川村幸春	〃 流域管理調整官
8	原田正春	津軽白神森林環境保全ふれあいセンター所長
9	青山一郎	〃 生態系管理指導官
10	諏訪忠一	〃 自然再生指導官
11	山上裕行	〃 自然再生指導官

津軽白神森林環境保全ふれあいセンターのフィールド



白神山地周辺の<sup>もり</sup>森林と人との共生活動に関する協議会発足に当たって

## ◎ 協議会の設置

津軽白神森林環境保全ふれあいセンターの活動フィールドである白神山地周辺では、多くのボランティア団体が自然再生活動等に取り組んでいるものの、安全対策の取り組みや作業の手順、内容等に認識の違いがあり、安全で適切な取組となっていない。

松くい虫被害が懸念されていることから、地域と一体となった監視体制の整備や防除帯の森林再生の取り組みが必要となっている。

ふれあいセンターによる森林環境教育やモニタリング調査に当たっては、NPOや専門家等の協力が必要である。

このため、白神山地周辺をフィールドに活動しているボランティア団体や学識経験者、有識者等による協議会を設置し、①自然再生活動の支援手法、②森林環境教育の手法、③松くい虫被害監視体制の整備・再生活動、④モニタリングの手法等について、協議のうえ提言をいただき、白神山地周辺の円滑な管理運営を図る必要がある。

## ◎ 協議事項

## ① 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動に関する事項

- ・自然再生活動：対象地域、施業方法、参加団体、モニタリング等

## ② 森林環境教育等に関する事項

- ・森林環境教育：モデルコース、説明手法、プログラム等
- ・普及啓発活動：巡視、標識整備、パンフレット

## ③ 松くい虫等の対策に関する事項

- ・監視体制の整備（モニタリング）
- ・防除帯（伐採跡地）の整備：実施形態（参加要請）・整備方法の検討

## ④ モニタリング調査に関する事項

- ・市民参加のモニタリング等

## ⑤ その他

ア 「森林環境整備推進協力金」

イ 「青池」

もり  
白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領~~（案）~~

平成19年9月6日制定

## 〔名称〕

第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺<sup>もり</sup>森林と人との共生活動に関する協議会」（以下「協議会」という。）とする。

## 〔目的及び設置〕

第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域（世界遺産地域）周辺の保全管理及び自然再生活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

## 〔協議事項〕

第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動及び森林環境教育等に関する事項
- (2) 松くい虫等の対策に関する事項
- (3) モニタリング調査に関する事項
- (4) その他森林管理局長が必要と認める事項

## 〔構成〕

第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもって構成する。 2
- (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。

## 〔運営〕

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 協議会の開催は、森林管理局長が召集する。
- (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、協議会の議事を統括する。

## 〔その他〕

第6条

- (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局指導普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。
- (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

## 今後のスケジュール

- 1 平成19年 9月  
第1回「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」開催  
(津軽白神森林環境保全ふれあいセンターの活動等のお知らせ、協議事項等)
  
- 2 平成19年10月  
現地視察  
(白神山地周辺の自然再生活動必要箇所、自然再生実施箇所の視察)
  
- 3 平成20年 1月  
第2回「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」開催  
(平成20年度の自然再生活動等の提案、協議、活動の必要経費を予算編成に反映させる。)
  
- 4 平成20年4月以降  
「白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会」開催  
(平成20年度活動計画等、来年度からは定例会を7月頃に開催予定)



### 津軽白神森林環境保全ふれあいセンターは

1. 白神山地世界遺産地域とその周辺部等を活動範囲とし、赤石川流域では、青森県自然環境協議会、日本山岳会青森支部、白神山地を守る会などのボランティア団体等と連携協力して、ブナ等広葉樹の植林やスギ人工林での除伐等の自然再生活動や体験林業に積極的に取り組んでいます。
2. 屏風山一帯は、江戸時代から防風、防砂林造成に取り組んできた長い歴史があるクロマツ林が広がっていますが、山火事跡地の再生活動等の準備が必要であることから多くのボランティア団体の参加を得て実施しています。

### 活動方針

津軽白神森林環境保全ふれあいセンターは、「世界自然遺産」白神山地(利根川・赤石川・十二湖周辺、津軽富士と呼ばれる岩木山周辺及び屏風山周辺の国有林野を活用)NPO等の団体や学識経験者及び関係自治体等の皆様のご意見を伺いながら、自然再生活動や森林環境教育、生物多様性の保全等に対する技術的指針、支援に取り組んでいます。

また、世界自然遺産白神山地の保護管理を図るため、ボランティア巡視員等との連携による合同パトロールなどの巡視活動の強化に努め、白神八甲田緑の回廊におけるモニタリング等の保全管理を行うとともに、生態系に悪影響を及ぼす外来生物(移入種)の対策に努めます。

## 活動エリア

### 白神山地世界遺産地域及びその周辺

林野庁では、平成2年3月に白神山地のうち、青森・秋田両県にまたがる16,971haを白神山地森林生態系保護地域として指定し、その後、この森林が平成5年12月に世界遺産条約に基づく世界自然遺産に登録されました。

世界遺産地域は、最高峰の向白神岳(1,243m)をはじめ、白神岳(1,232m)、ニツ森(1,086m)、摩須賀岳(1,012m)など、1,000m級の山々が連なり、ブナを主体とする原生的な森林が広がっており、その周辺部にあっても、貴重な動植物が多数見受けられ、来訪者の心を和ませてくれます。

また、日本の滝百選の一つ「くろくまの滝」や「暗門の滝」があり、毎年数多くの観光客で賑わっています。



## 十二湖

十二湖は、江戸時代宝永元年(1704年)の大地震による山崩れによって出来た山中湖沼群です。実際は、大小33個の湖沼が連珠のように分布していますが、海拔約940mの崩山(大崩)から12の湖沼が展望できることから、十二湖と呼ばれるようになりました。



青池



金山の池からの大崩



カタクリ群生



日本キャニオンと大崩

## 岩木山

岩木山は、青森県最高峰(1,625m)で、青森県の西部に広がる津軽平野のほぼ中央に位置し、日本百名山の一つです。別名「津軽富士」とも言われ、古くから津軽の人々に愛されてきた名峰です。

岩木山には、夏には「ミチノコザクラ(岩木山固有種)」が咲き誇り、秋の五穀豊穡を感謝する御山参詣(旧暦8月1日)には、人々が集まり賑わいます。



初春の岩木山



ミチノコザクラ



ミヤマキンバイ



岩木山からの朝日



御山参詣

## 屏風山

屏風山は、津軽半島の西岸に広がる海岸砂丘地帯で、藩政時代から320余年にわたる防風・防砂林造成の長い歴史を誇っています。

平成16年3月の山火事により、クロマツ約2万本が焼失し、青森県等が復興計画を策定しましたが、その実施に当たって地元住民や各団体等からボランティア参加の要望が出され、平成17年4月にはマルバアキグミなどの植栽が、平成18年4月には緑の再生完了記念としてミズナラ・カシワの植栽が行われました。

また、近くには約2万5千年前のエゾマツなどの埋没林があり、太古の歴史に触れることができます。



高山稲荷から権現崎を望む



緑の再生完了記念



埋没林



観光客で賑わうベンセ湿原

## ふれあいセンターの活動

### 白神山地森林生態系保護地域の保安全管理

#### 1 巡視活動

白神山地世界遺産地域連絡会議の主催で行う青森県側の巡視員会議に参加しています。

巡視期間は5～11月とし、ボランティア巡視員、グリーン・サポート・スタッフ及び森林管理署巡視員との連携による巡視活動を実施し、生態系保護地域の保安全管理に努めています。



#### 2 白神山地世界遺産地域に係る入林者等への対応

入林者等からの相談等には適時・適切に対応し、入林者にマナーパンフを配布して入林者等のマナーの向上、事故防止に努めています。



### 3 ボランティア巡視員との連携による合同パトロールの実施

7～8月の間に実施される白神山地合同パトロールに参加して、ボランティア巡視員と連携を図りながら、森林生態系の管理保全に努めています。



## NPO等と連携した白神山地世界遺産周辺地域の自然林再生活動の支援等

### 1 自然再生活動等の支援

NPO等が行う自然再生活動(植栽、保育等)に支援・協力し、技術・安全指導を行っています。



### 森林教室・自然観察会の開催等

教育関係者、小中高生、一般市民等を対象に森林教室や自然観察会などの森林環境教育を行うとともに、野鳥研修会などに講師を派遣しています。



### 白神八甲田緑の回廊におけるモニタリング等の保全管理

緑の回廊におけるモニタリング等を行っています。

平成18年度は、白神八甲田緑の回廊内にセンサーカメラを設置し、生態系調査を実施しました。



ホンドテン成獣

アカネズミ

## 平成19年度の主な取り組み

### 森林生態系保護地域の保全管理

- ◎ ボランティア巡視員及びグリーン・サポート・スタッフ、森林管理署巡視員との連携による巡視活動
- ◎ 白神山地合同パトロールの実施



### 自然再生活動

- ◎ 各ボランティア団体の体験林業における技術・安全指導
- ◎ ボランティア団体との意見交換会に加え、「体験林業実施要領」の定着を図るための現地検討会の実施
- ◎ 白神山地周辺の森林(もり)と人との共生活動に関する協議会(仮称)の設置



## 松くい虫被害対策

◎ 民国一体となって取り組んでいる防除帯のクロマツ伐採跡地の記念植樹の実施(6月16日に開催)



## 森林環境教育等の推進

◎ 森林教室の開催(各学校へ個別訪問・広報誌及びHPによる呼びかけ・ふれあいセンター活動展を実施してのPR)

◎ 自然観察会の計画的な開催(春5/26・夏6/17・秋10/20)

◎ 遊々の森での地元自然保護団体とともに、地元小学校を中心とした体験学習等の実施



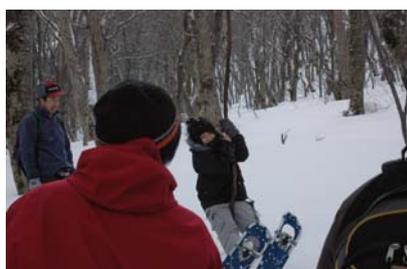
◎ ふれあいセンター活動展の開催(都市部での開催を検討)



(主な展示写真)

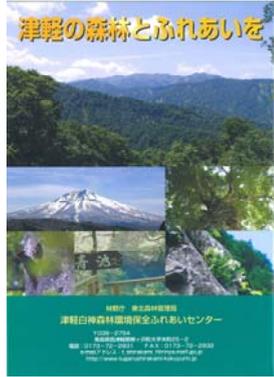


◎ 地元等の関係団体との相互の資質向上と信頼・連携を深めるための現地研修会の実施



**その他**

- ◎ ふれあいセンターHPの適時・適切な更新
- ◎ 広報誌「津軽白神ふれあい通信」の定期発行



**ふれあいセンターリーフレット**

**津軽白神森林環境保全ふれあいセンターのフィールド**



## 白神山地周辺の自然再生活動等に係る現状と課題

現 状	課 題
<p>白神山地周辺地域は、津軽森林管理署の管轄区域となっており、平成18年4月設置した津軽白神森林環境保全ふれあいセンターはNPO等の自然再生活動、生物多様性の保全等に対する技術支援を推進する活動を津軽森林管理署と連携を図りながら実施している。</p> <p><b>1 NPO等と連携した自然再生活動</b></p> <p>○ 広範なエリアで多様な団体が活動しており、各団体の規模、経験年数、活動の基本理念等が多岐にわたる。 健全な森林造成のため、10団体越え延べ1,000人以上の一般市民がボランティアで参加している。</p> <p>○ 津軽森林管理署は、「白神山地世界遺産地域周辺森林ボランティア団体意見交換会」を開催し、体験林業を実施する際の安全対策と除伐等の作業方法の手順書「白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動による森林整備実施要領」を作成し、実践・定着に務めている。</p> <p>○ 参加団体の実態 ①安全対策の責任者に取組の違いが見られる ・救急法の受講者（資格者）及び看護師を同行する団体から救急薬品の携行に止まる団体等様々</p>	<p>ふれあいセンターが活動の中心となり、津軽森林管理署と連携し総合的な調整を図ることとしている。</p> <p><b>1 NPO等と連携した自然再生活動</b></p> <p>○ 白神山地周辺で行う自然再生活動のあり方について地域の特性を踏まえた基本的な考え方の整理</p> <p>○ 安全対策の取組や作業の手順、内容等に認識の違いがあることから、安全対策及び作業技術を推進するため現地検討会等を通じ「白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動による森林整備実施要領」の定着に努める必要がある。</p> <p>○ 自然再生活動を希望する団体等に対し、以下の基準を設定し、総合的に調整を図る。 ①エリア内の対象地域を把握。 ②対象地域の規制及び植付種の決定。 ③参加団体の基準を作成。 ④モニタリングの手法。 ⑤技術水準を定める。 *具体：別添「自然再生活動のイメージ」</p>

現 状	課 題
<p>② 林業技術及び森林教育の指導が独自にできる団体と他の支援を得ながら実行している団体の存在。</p> <p>③ 参加者の多くは林業作業が未経験であり、団体により植付から保育作業全般に、作業方法等に違いが見られる。(植付樹種の選定、下刈り、つる切り、除間伐)</p> <p>④ 自前で苗木の購入から必要な道具や車両等を補助金等を利用して備えている団体がある一方、行政機関等にほとんどを依存している団体も存在。</p> <p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然再生事業への技術指導 6/9～11、7/8～9、8/4、8/25～27、9/3 赤石川を守る会 6/16 防除帯植樹祭 6/22～24 日本山岳会 6/23 鱒ヶ沢町、白神山地を守る会(フナフェスタ)</li> <li>6/24、7/28 青森ユネスコ</li> <li>7/21～22 県ビジターセンターふれあいデー植樹</li> </ul>	
<p><b>2 森林環境教育</b></p> <p>① 関係団体との連携による森林環境教育手法及びプログラムの作成を検討。</p> <p>② 学校及び教育委員会等を対象に、森林環境教育プログラムに基づき、遊々の森、レク森等において、関係機関やボランティア団体と連携して出前授業など積極的な開催に努めている。</p> <p>③ 一般市民を対象に自然観察会を開催。</p>	<p><b>2 森林環境教育</b></p> <p>○ 周辺地域の森林環境教育については、下記事項について、総合的な調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象者に応じたモデルコースの設定。</li> <li>② コース上のポイントの説明手法（青池、日本キャニオン、外）。</li> <li>③ プログラムの充実。</li> </ul>

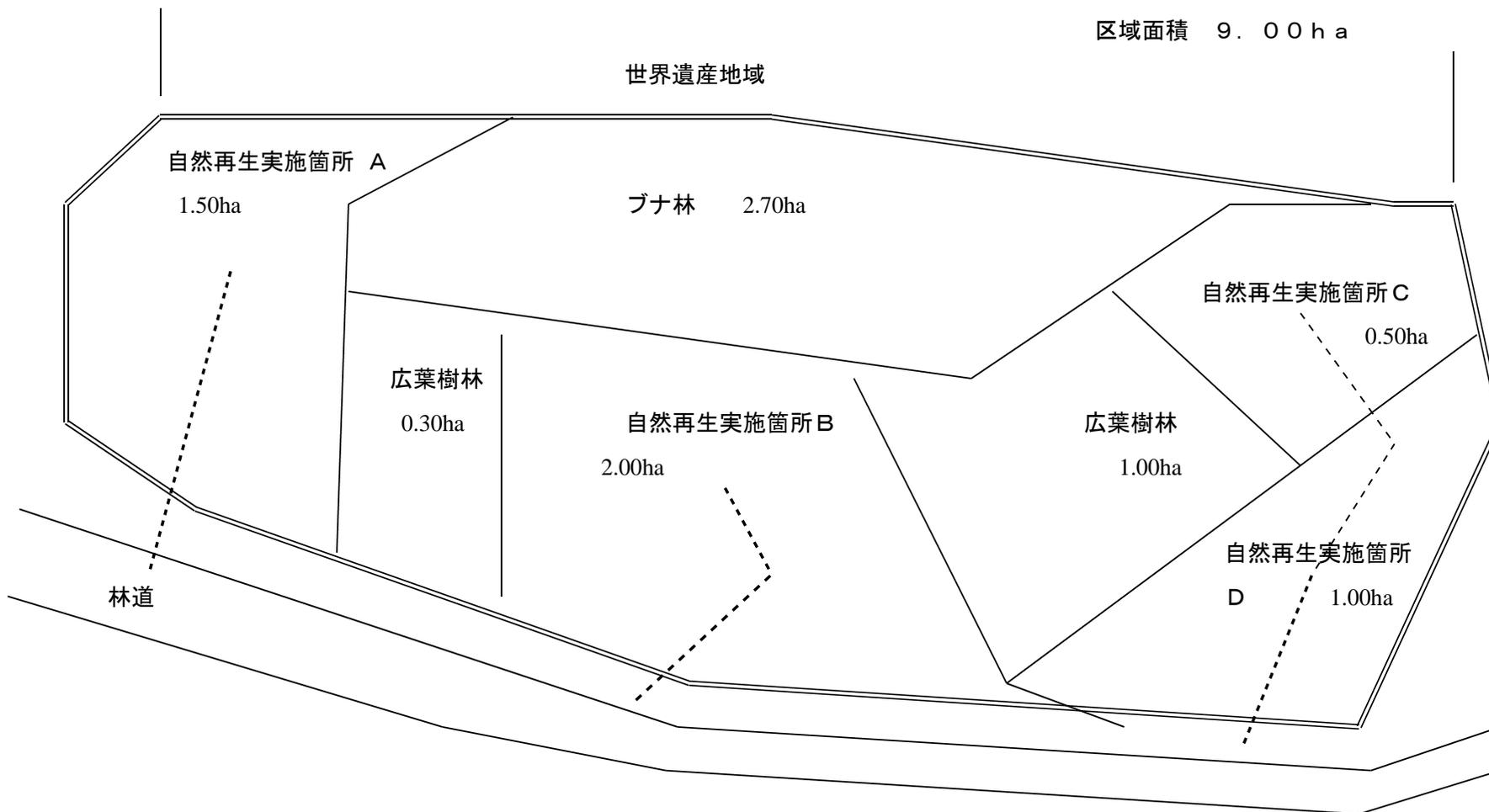
現 状	課 題
<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林教室等           <ul style="list-style-type: none"> <li>7/13 つがる市西中学生61名出前講座</li> <li>7/18 九州インストラクター会</li> <li>9/3 赤石川を守る会（白神自然塾遊々の森イベント）</li> </ul> </li> <li>・ 自然観察会           <ul style="list-style-type: none"> <li>5/26 十二湖・日本キャニオン</li> <li>6/17 ベンセ湿原・出来島埋没林</li> <li>10/20 高倉森登山・暗門の滝</li> </ul> </li> <li>・ 講師派遣           <ul style="list-style-type: none"> <li>6/29 地元小学生体験学習</li> <li>6/30、7/1 鱒ヶ沢町（春の白神山案内）</li> <li>7/21～22 県ビジターセンター ふれあいデー観察会・植樹</li> <li>7/16 国際ソロプチミスト（白神観察体験）</li> <li>9/月上旬 鱒ヶ沢町公民館活動（小学生体験林業）</li> </ul> </li> </ul>	
<p><b>3 松くい虫対策</b></p> <p>①防除帯の森林再生（植樹祭）を実施。今後、地域（民・国）が一体となった取組が必要。</p> <p>②「松くい虫防除帯」で実施した植樹祭箇所の今後の保育方法、継続的な被害状況の監視体制の必要性。</p> <p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6/16 松くい虫防除帯で植樹祭 岩崎小・中生、ボランティア</li> </ul>	<p><b>3 松くい虫対策</b></p> <p>地域で関心の高い事案であり、民・国一体となった取組が必要である。このため、青森県、地元自治体、NPO等ボランティア団体等の理解と協力により、防除帯を含むのモニタリング調査を行う監視体制整備等の必要性。</p>

現 状	課 題
<p>4 緑の回廊の機能強化</p> <p>①「国有林野における緑の回廊のモニタリング調査マニュアル」、「白神八甲田緑の回廊モニタリング計画」を踏まえた上で、ふれあいセンターとしての調査手法を検討中</p> <p>②ボランティア団体等との協力により希少野生動物（イヌワシ、クマタカ、クマゲラ等）のモニタリング調査を実施。（対象地域は一部世界遺産地域を含む。）</p> <p>③既設調査箇所におけるモニタリング調査の支援協力を行うとともに、NPO等が実施する諸調査に参加支援する。</p> <p>④緑の回廊で試験的にセンサーカメラ等による動物の撮影などモニタリング調査を実施</p>	<p>4 緑の回廊の機能強化</p>
<p>5 その他</p> <p>①森林環境整備推進協力金 民・国一体となって「白神岳・十二湖森林環境整備推進協議会」を発足させ、暗門の滝と同様の対応を検討。</p> <p>②「青池」 当地域への一極集中（H18 約5.2万人）に早期に対応が必要。</p>	<p>①森林環境整備推進協力金 「白神岳・十二湖森林環境整備推進協議会」で進めている協力金制度の進捗状況について把握し早期導入の支援を検討。</p> <p>②「青池」への一極集中 入林者の動態調査（アンケート調査）を実施し、以下について調査する。 ア 歩道の損傷 イ 法面の崩落 ウ 湖水の濁り エ 樹木の根の踏圧</p>

別添「自然再生活動のイメージ」

白神山地周辺自然再生活動対象地図

区域面積 9.00ha



## 参 考 資 料

- 1 白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動  
における森林整備実施要領 . . . . . 1
- 2 全国森林環境保全ふれあいセンター一覧 . . . . . 4

# 白神山地世界遺産地域周辺におけるボランティア活動 による森林整備実施要領

[津軽森林管理署]

## 1 目的

この要領は、植栽、下刈、つる切、除伐等の作業を希望する者に対し、国有林野内の場所を活用することにより、緑化意識の高揚、林業の体験学習等に資することを目的とする。

## 2 定義

この要領における記念植樹とは記念行事等に植栽等を行うことをいい、体験林業とは林業の体験学習及び自然保護活動のため植栽、保育を行うことをいう。

## 3 作業地選定及び実施面積

作業地の選定に当たっては、森林管理署と事前に現地調査のうえ決めることとし、実施面積は1回当たりおおむね1 ha以下を目安とする。

## 4 申請手続き

記念植樹及び体験林業の実施者は、別紙様式1により、目的等を記入のうえ体験林業申請書を森林管理署長に提出し、承認を受けること。年間を通じて数回実施する実施者については、年間作業計画書を提出すること。

なお、長期にわたり同一箇所において作業を行う場合は、5年程度の作業計画書を作成し、森林管理署長に提出すること。

また、入林名簿は申請時に添付するか、承認後の提出でもよいこととし、年に数回実施する場合は、その都度提出すること。

## 5 標識類の設置

記念標識類を設置する場合は、その設置場所、内容等について事前に森林管理署と協議し、承認を受けること。

## 6 権利の放棄

申請時に実施者は、「作業によって生じる全ての権利は放棄するものとし、林木が生育して将来伐採利用されること等があっても一切異議は申し立てない」旨を誓約することとする。

## 7 作業技術・安全作業の確保

代表者は、作業に着手する前に作業の内容・方法・安全確保について、事前に森林管理署の指導を受け、作業者に伝達すること。

また、万が一の災害に備えて、緊急連絡体制図を作成し、作業者に周知すること。

## 8 実施報告

実施者は、実施後、実施内容・実施月日・実施人数・実施状況写真等の実施報告を森林管理署長へ提出すること。年間数回に渡って実施する者は最後に報告すること。

## 9 作業方法

国有林は、それぞれの森林が重点的に発揮させる機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の3つの機能類型と4つのタイプに分けて施業していますが、ここでは、天然林へ誘導していくこととしている「森林と人との共生林」の「森林空間利用タイプ」に限定して述べることとする。

### (1) 植栽及び植え込み

#### ・ 植栽場所の選定

未立木及び立木密度の低い箇所を選定し、湿地等で木の生育に困難な場所は避けること。また、急傾斜地についても、植栽木への積雪被害の発生により生育期待がもてないこと、安全作業の確保が難しくなること等から避けること。

#### ・ 地拵え

植付場所の地拵え（整地）の実施にあたっては、造林木であっても転倒等で将来枯死が予想されるものは伐採する。単に形質の不良のみでは伐採しない。また、広葉樹は基本的に残すこととする。

#### ・ 植栽木

植栽箇所周辺から採取した種子から養成した苗が理想ではあるが、苗の供給が難しいものについては、他の地域からのものでもやむを得ない。また、植栽箇所付近で稚樹が繁茂している場所がある場合は、山採り苗として植栽木とすることが出来る。

### (2) 下刈及び刈り出し

#### ・ 作業方法

植栽地の下刈は、気象緩和、積雪対策から、植栽木の周囲の直径1m程度を草、灌木、ササ等を刈る坪刈を基本とし、植栽木以外の広葉樹稚樹と共存競

争させて成育させる。つる類も除去すること。

- ・ 作業時期及び期間

作業時期は、植生が繁茂する6月中旬から8月中旬を基本とする。

実施期間としては、植栽木が雑草木の平均高に比べ、おおよそ1.5倍程度となるまで実施するのが理想である。

- ・ ぶな等広葉樹の刈り出し

下層に生息しているぶな等の稚樹の保育についても、上記同様の作業により実施すること。

### (3) 除伐・つる切

高木が期待できる広葉樹・造林木（植栽木）の保育のため、生育を阻害している灌木等を除去する。生立本数が過密であり、密度を減ずる必要がある場合は間引き伐採する。

広葉樹を優先して保育し、造林木（植栽木）であっても、劣勢木、将来転倒、枯死が予想されるものは伐採する。単に形質不良のみで伐採しない。

つるの切断については、ヤマブドウ等実の付けるつる類は潔癖に行わず、立木の生育を阻害しているものだけに留める。

## 10 その他

白神山地世界遺産周辺以外の「森林の人との共生林」において、林業体験及び記念植樹を実施する場合は、この要領を襲用することとする。

## 11 附則

この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

全国の森林環境保全ふれあいセンター一覧表

NO	管理局名	森林環境保全ふれあいセンター名 (主なフィールド)	住 所	電 話 ファクシミリ
1	東 北	つ が る し ら か み 津 軽 白 神 (白神山地、屏風山等)	〒038-2754 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字米町25-2	0173-72-2931 0173-72-2932
2	"	あ さ ひ し ょ う な い 朝 日 庄 内 (朝日連峰、庄内海岸)	〒997-0404 山形県鶴岡市下名川字落合3	0235-58-1730 0235-58-1731
3	北 海 道	く し ろ し つ げ ん 釧 路 湿 原 (釧路湿原周辺・上流)	〒085-0825 釧路市千歳町6-1-1	0154-44-0533 0154-41-7305
4	"	と こ ろ が わ 常 呂 川 (林-ツの森、常呂川)	〒090-0035 北見市北斗町3-1-3	0157-23-2960 0157-23-2472
5	"	い し か り ち い き 石 狩 地 域 (札幌市周辺)	〒064-0809 札幌市中央区南9条西2-3-1-10	011-533-6741 011-533-6743
6	"	こ ま が た け お お め ま 駒ヶ岳・大沼 (函館市周辺地域)	〒042-8550 函館市駒場町2-1-3	0138-51-0381 0138-51-8178
7	関 東	あ か や 赤 谷 (群馬県新治村)	〒378-0018 群馬県沼田市鍛冶町3-9-2-3-1	0278-60-1272 0278-24-5562
8	中 部	き そ 木 曾 (木曾署管内)	〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島5-4-7-1-1	0264-22-2122 0264-21-3151
9	近畿中国	み の お 箕 面 (大阪・京都市周辺)	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町 下ル丁風呂町102	075-414-9049 075-414-9029
10	四 国	し ま ん と が わ 四 万 十 川 (西土佐村・十和村等 の四万十川流域)	〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2-4-0-5	0880-31-6030 0880-31-6031
11	九 州	い り お も て 西 表 (西表島)	〒907-0004 沖縄県石垣市字登野城5-5-4 石垣地方合同庁舎1階	0980-88-0747 0980-83-7108

注：津軽白神はH18.4.1設置、それ以外はH16.4.1設置。